

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、12月6日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字南字畑ケ中地内にある畑1筆、面積647㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではエダマメ、サトイモ、キュウリなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については自宅から徒歩4分程度ですので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の大字南地内の戸建住宅に1人で居住をしています。 譲受人の作付け計画については、エダマメ、サトイモ、キュウリなどの露地野菜の作付計画が提出されております。

	譲受人の農作業の経験については、2年以上の経験があります。 また、通作に関してですが、自宅から徒歩4分程度ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年12月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台をリースにより導入予定です。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	同行して調査しましたが、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、何かご意見、ご質問等ございますか
8 番	農地の近くに熊笹が生えており農地に日陰が出るように見受けられますが、作付けは問題ないでしょうか。
推 3 番	農地としては南向きになっておりますので特段問題ありません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。 地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、12月12日に大野忠司男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下赤工字宮ノ脇地内にある畑1筆、田1筆、計181㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキュウリ、ゴーヤ、ナスなどの露地野菜のほか、カキ、ウメを作付けするということです。 また、通作については自宅の隣接地が農地ですので、特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅に家族2人で居住をしています。 譲受人の作付け計画については、キュウリ、ゴーヤ、ナスなどの露地野菜のほか、カキ、ウメの作付け計画が提出されております。 譲受人の農作業の経験については、10年程度の経験があります。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地が農地ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

	次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、何かご意見、ご質問等ございますか 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和５年１２月飯能市農業委員会総会を閉会します。